

放射線測定設備の性能検査申請書

近大原研発第 1551 号

令和 6 年 2 月 27 日

原子力規制委員会 殿

住所 大阪府東大阪市小若江 3 丁目 4 番 1 号

氏名 学校法人 近畿大学

理事長 世耕弘成

原子力災害対策特別措置法第 11 条第 5 項の規定により次のとおり放射線測定設備の性能検査を受けたいので申請します。

原子力事業所の名称及び所在地		近畿大学原子力研究所 大阪府東大阪市小若江 3 丁目 4 番 1 号
原子力事業所内の 放射線測定設備	検査対象	モニタリングポスト 2 式 ( <ul style="list-style-type: none"><li>・モニタリングポスト No.1 (検出器、レートメータ、記録計、警報回路の更新)</li><li>・モニタリングポスト No.3 (記録計更新)</li><li>・共通機器の警報発報表示器更新</li></ul> )
	その概要	別紙のとおり

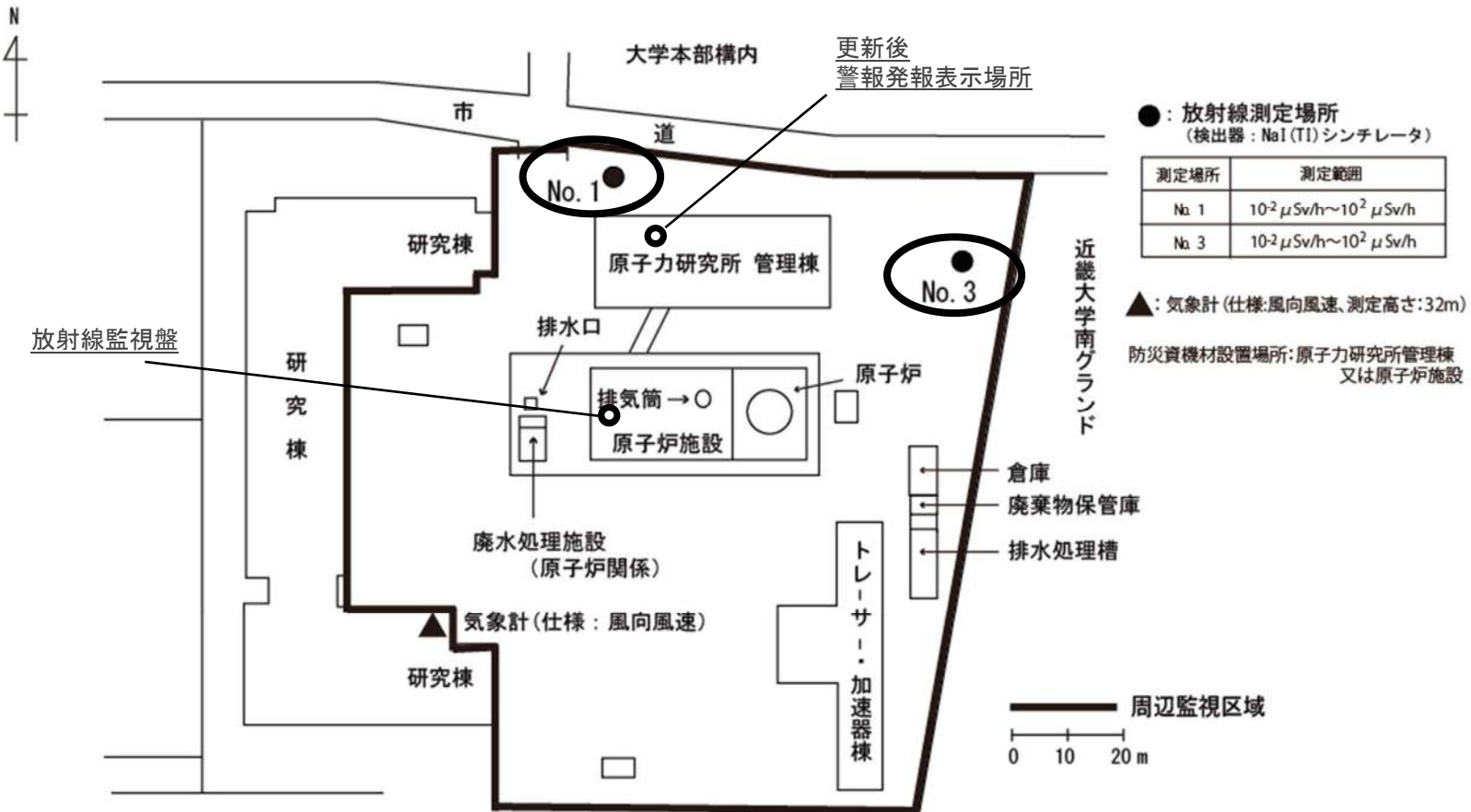
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

## 放射線測定設備の概要

## 1. モニタリングポスト 2 式 (No.1、No.3)

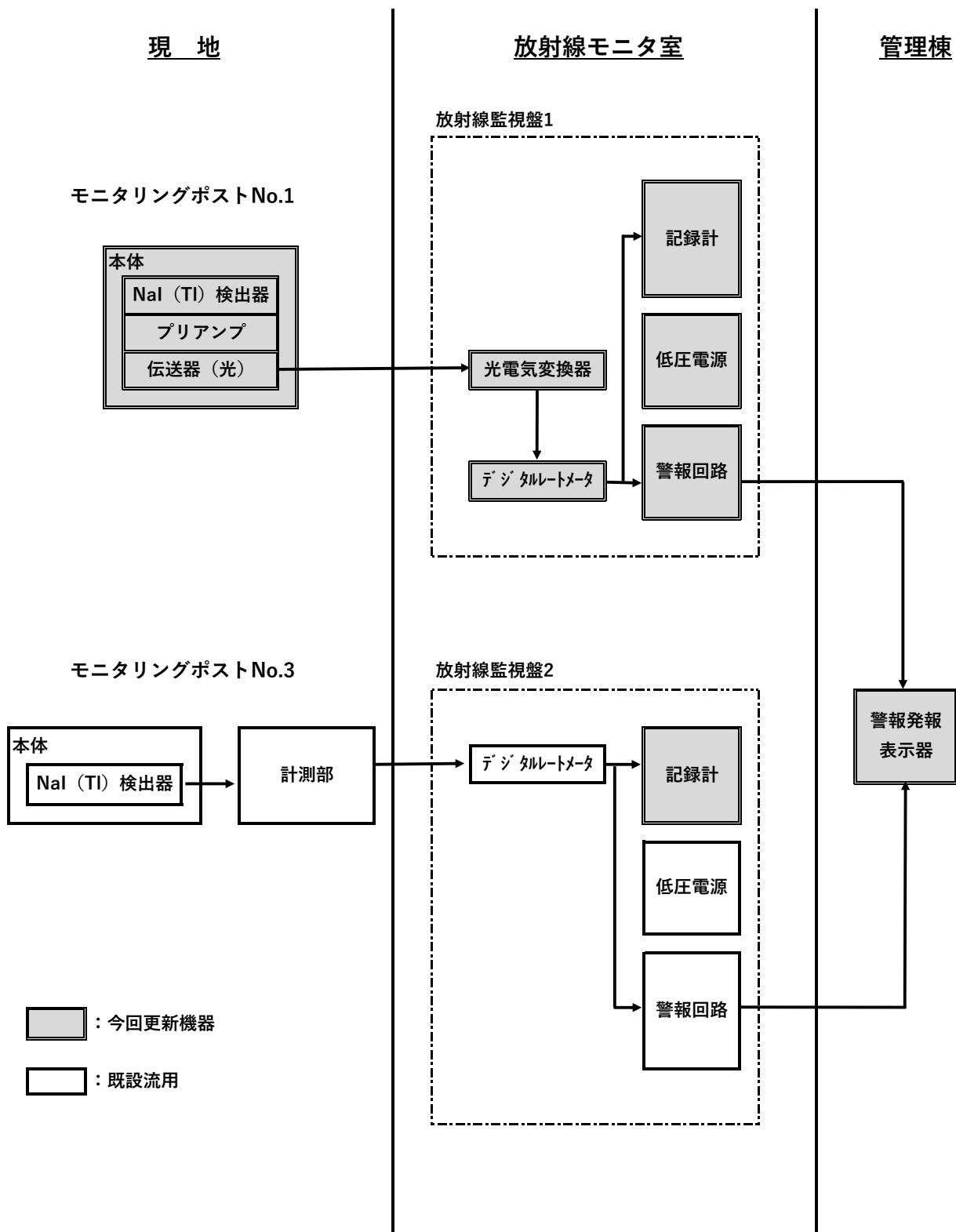
- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種類    | γ線測定設備   |
| (2) 測定対象  | 線量当量率  |
| (3) 設置場所  | 事業所の敷地境界付近(別図(1)参照)  |
| (4) 検出器   | NaI(Tl)シンチレーション  |
| (5) 測定範囲  | 0.01 $\mu$ Sv/h (B.G.) ~ 100 $\mu$ Sv/h  |
| (6) 警報設定  | 測定範囲内で可変   |
| (7) 測定方法  | 放射線監視盤: 指示、記録及び警報<br>警報発報表示器: 警報   |
| (8) 取付個数  | モニタリングポスト 2 式(別図(2)参照)<br>放射線監視盤 2 式<br>警報発報表示器 1 個  |
| (9) 必要な検査 | モニタリングポスト 2 式(別図(2)参照) <ul style="list-style-type: none"><li>・線源較正確認検査</li><li>・警報レベルの誤差確認検査</li><li>・記録確認検査</li></ul> |

別図(1)



※ No.2は平成25年10月に除外

近畿大学原子力研究所 敷地周辺の放射線測定設備 配置図



近畿大学原子力研究所 モニタリングポスト ブロック線図